

令和8年度
地域防災住民組織活動助成制度

助成金申請の手引

～事業概要～



中野区総務部
防災危機管理課

目次

I. 中野区地域防災住民組織活動助成金とは	
1 内容・目的	1
2 助成金額	1
3 対象となる活動	2
4 対象となる(ならない)経費	4
5 その他	6
II. 申請の手続きについて	
1 提出書類	7
2 提出時の注意事項	7
3 申請書類等の提出先	8
4 助成金受け取りまでの基本的な流れ	8
5 申請期限	10
III. 申請書について	
申請書の良い記入例	11
申請書の悪い記入例	13
IV. 領収書について	
領収書の例	15
V. 写真の提出について	
具体例	17
撮影方法	18
VI. 請求書・支払金口座振替依頼書について	
請求書・支払金口座振替依頼書の記入例	19
VII. 助成金の使途具体例	
使途具体例の一覧	22
VIII. 提出前のチェックリスト	
チェックリスト	23
IX. 世帯数別限度額・防災会別限度額一覧	25

I. 中野区地域防災住民組織活動助成金とは

1. 内容・目的

地域防災において最も重要なのは、自分たちのまちは自分たちで守るという主体的な区民の活動です。その中心となる地域防災住民組織は、災害発生初期の初期消火、救出・救助、ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時に適切な行動が取りにくい方、いわゆる避難行動要支援者への救援や避難所開設・運営など大切な役割を担っています。

そこで区では、平常時から地域防災住民組織が行う諸活動に対して助成を行い、その活動を側面から支援することにより、地域の防災力の強化を図ることとしています。

(※助成金交付の対象となる地域防災住民組織とは、区へ結成報告書を提出している、いわゆる「〇〇防災会」などの団体です。)

この制度は、地域住民の防災意識、能力向上を図るために、地域防災住民組織(以下「防災会」という)が年度内に行う活動(事業)に対する助成金です。

上記趣旨に沿わないその他の活動や会の運営のための経費などは助成対象とはなりません。(具体的な活動の例示はP.2～P.3に記載のとおりです。)

また、上記趣旨に沿った活動であっても、経費の種類、用途によっては助成金の対象とならないものがあります。「助成金の用途具体例」(P.22)をご覧ください。

2. 助成金額

各防災会への助成金は、該当区域の世帯数によって限度額を設けています。

本年度の世帯数限度額は「令和8年度地域防災住民組織活動助成限度額」(P.25)のとおりです。各防災会の限度額は、「令和8年度防災会別 助成金限度額一覧」(P.26～P.29)でご確認ください。

3. 対象となる活動

次の活動(事業)は、助成の対象となります。ご不明な点は活動(事業)実施前に必ず担当までお問い合わせください。

防災訓練	避難・避難誘導訓練	集団で広域避難場所や避難所等へ避難する訓練。また、目的地まで安全に誘導する訓練。
	初期消火訓練	消火器、スタンドパイプ、軽可搬消火ポンプ、バケツリレーなどによる消火訓練。
	応急救護訓練	包帯法、固定法、人工呼吸、心臓マッサージ、AED操作などの応急手当訓練。
	救出・救助訓練	人命救助用資機材(バール、のこぎり、ジャッキ等)を使用して倒壊家屋やブロック塀などの下敷きになった人を救出する訓練。また、資機材の操作訓練。
	避難所開設・運営訓練	避難所を開設し、避難者を受け入れ、運営を行う訓練。 避難所資機材の組立て・設置・操作訓練等。
	起震車体験・煙体験	護身、出火防止のため地震動の最中に冷静・適切な行動をするための訓練。 また、火災から身を守るための煙体験。
	炊き出し訓練	炊き出し用資機材(バーナー等)を使用する炊き出し訓練。
	図上訓練	災害による被害を想定し、防災会としてどのように活動をするか、どのような資機材をどのように調達するかなどを図上で行う訓練。
	避難行動要支援者の安否確認訓練	地域内のひとり暮らしの高齢者や障害者など、避難行動要支援者の個別支援計画の作成、安否確認訓練等。
防災講演会等	防災講演会	防災関係機関や防災に関する有識者等の防災に関する講演会。地域の防災に関する学習会等。
	防災座談会	
	防災会議	防災訓練等の事前打合せ及び反省会。その他地域の防災に関する会議等。
機関紙・広報誌	防災会だよりの発行	防災会区域内の住民を対象とした、防災に関する知識の普及・啓発を目的とした機関紙・広報紙等の作成・発行。
	防災マップ等の発行	

地域内の安全点検	防災会による防災マップの作成	防災会で地域を巡回し、防災上役に立つもの(街頭消火器、防災資材倉庫、公園等)や防災上危険なもの、課題となるもの(崖地、倒れそうな塀、狭隘道路、落下しそうな看板等)を地図上に落としていく。また、その成果を印刷し地域内へ配布する等の活動。
	防災資材倉庫内の資機材点検・清掃及び操作確認	防災資材倉庫内資機材の点検や清掃を日頃から行い、操作確認を行うことで、災害に備えるための活動。
	街頭消火器の自主点検	各防災会が街頭消火器の所在地確認、格納箱状況・消火器確認、封印シール貼付等を自主的に行う点検。
その他 (地域防災の普及啓発活動)	防災館等の見学会	その他、地域住民の防災意識向上を目的とした地域防災住民組織の活動。
	防災リーダー育成のための講習会への参加	
	普通救命講習などへの参加	

4. 対象となる(ならない)経費

この助成金は、防災訓練や防災座談会など地域住民の防災意識や能力の向上を図るために各防災会が年度内で行う活動(事業)が対象です。

詳しくは「助成金の使途具体例」(P.22)をご覧ください。あわせて、以下の質問事例を参考にしてください。

よくある質問

	質問	助成金対象の可否
①	防災会で活動ユニフォームを購入したい場合、助成金の対象になるか？	○助成金の対象です
②	地域で連合の防災訓練を実施するが、その経費は助成金の対象になるか？ また、どのように処理をしたらよいか？	○助成金の対象です ※ただし、対象は <u>防災会の負担分のみ</u> です。 ※領収書の宛名が連合会名の場合は、領収書(原本)に内訳を記載するとともに、支払証明書に負担分の支出額及び内訳を記入してご提出ください。
③	防災資機材の点検や街頭消火器の自主点検などを実施した際、従事者に昼食(弁当)を用意したいが、助成金の対象になりますか？	○助成金の対象です ※ただし、世間一般に認められる程度(11~14時頃の時間で、1人1,000円程度の額)の食事代の範囲に限ります。 P.6及びP.22を参照
④	防災訓練の従事者に昼食を用意する代わりに、商品券を渡したい場合、助成金の対象になるか？	×助成金の対象にはなりません たとえ区内で発行されている商品券であっても <u>金券、商品券、割引券、その他類似するものについては助成金の対象外</u> となります。
④	防災会で <u>備蓄を目的として</u> 、食料や水を購入した場合、助成金の対象になりますか？	×助成金の対象にはなりません 防災訓練等で配布、使用する備蓄品は普及啓発促進のための対象になります。
⑤	防災訓練の事前の打合せや反省会を行う際、夕食を用意したいのですが助成金の対象になりますか？	×助成金の対象にはなりません 会議等の場合、茶菓子程度(お茶も含めて1人500円程度)は助成金の対象になります。 P.6及びP.22を参照

⑥	炊き出し訓練を計画し、訓練当日に雨が降り中止になってしまった場合、前日を買っておいた材料費は助成金の対象になりますか？	○助成金の対象です
⑦	飲み物を自動販売機で購入した場合は助成金を申請できますか？	×助成金の対象にはなりません ※申請には領収書(原本)が必要です。
⑧	防災館等への見学会に行く際の、交通費は助成金の対象になりますか？	○助成金の対象です ※公共交通機関等が発行した領収書や支払い証明書等が必要です。
⑨	訓練等に出掛けるときにタクシーの利用は可能ですか？	×助成金の対象にはなりません ※ただし、公共交通機関を利用するより数名でタクシーに乗り合わせた方が、出費が少ない場合に限り助成金の対象となります。
⑩	訓練等の際に資機材搬送のためにレンタカーを使用した場合、助成金の対象になりますか？	○助成金の対象です ※この場合も領収書(原本)が必要です。
⑪	町会防災会で年末特別警戒(歳末夜警)を実施する場合、助成の対象になりますか？	主催が防災会または町会との共催の場合に限り、 ○助成金の対象です ※ただし、 <u>年末特別警戒以外</u> のパトロール(夜警)は対象外です。 ※町会が行う年末特別警戒にあわせて、詰所(事業用)等の使用料、灯油代、炊き出し材料費などの経費は、助成金の対象になります。 ※従事者の食事代は対象となりますが、 <u>菓子代は対象外</u> です。
⑫	防災訓練を実施するにあたり、防災会独自で保険に加入した場合の保険料は対象になるか？	○助成金の対象です ※ただし、 <u>保険加入期間は、事前準備・当日・後片付けの期間に限り</u> ます。 ※この場合も領収書(原本)が必要です。
⑬	<u>翌年度</u> 使用予定の消耗品を購入したい場合、今年度の助成金の対象になるか？	×助成金の対象にはなりません 原則として年度をまたいだ助成金の申請はできません。
⑭	応急救護訓練に参加するにあたり、受講料が発生した場合、助成金の対象になるか？	○助成金の対象です ※この場合も領収書(原本)が必要です。

5. その他

★支払い証明書について

- (1)公共交通機関(バス・電車等)を利用した場合
 - (2)合同で訓練を行ったときなど、一括して支払った費用について各防災会が個別に分担して支払う場合
- ※ 上記以外は使用不可です。

★ポイントカードの使用について

ポイントカードの使用は不可です。

ポイントの付与が見受けられる場合は、1ポイントにつき1円換算として、助成対象経費から除外します。

★キャッシュレスでの支払いについて

キャッシュレス(クレジットカード、電子マネー等)での支払いは可能です。

ただし支払いに伴い、ポイントの付与がある場合は、1ポイントにつき1円換算として助成対象経費から除外します。

★飲食代について

食事代等が助成対象となるのは、訓練当日の準備または後片付けや街頭消火器の点検等の活動が、下記の時間帯を含めて行われる場合です。

対象	時間帯	限度金額(1人あたり)
朝食	6～9時頃	1,000 円程度
昼食	11～14時頃	
夕食	17～20時頃	

※会議等の茶菓子代・・・500円程度を限度とし、対象になります。

※現金での支給・金券等の配布は助成対象となりません。

(弁当代の代わりに金券を配る例が見受けられました。ご注意ください。)

※なお、防災訓練等の実施に伴い支給する水分補給に必要な飲料水については、対象になります。但し酒類は対象外です。

Ⅱ. 申請の手続きについて

1. 提出書類

防災活動(事業)の実施後、以下の書類をご提出ください

- ① 地域防災住民組織活動助成金交付申請書 第1号様式(第6条関係)
- ② 領収書の原本
- ③ 写真(※該当する対象のみ)
- ④ 地域防災住民組織活動助成金交付請求書 第3号様式(第8条関係)
- ⑤ 支払金口座振替依頼書

2. 提出時の注意事項

(1)助成金の限度額

防災会の世帯数により、助成金の限度額を定めています。「令和8年度防災会別世帯数及び助成金限度額一覧」(P. 26～29)を参照し、ご自身の防災会の助成限度額を確認のうえ、ご申請ください。

(2)助成金の返還

防災会が偽りその他不正の手段により、助成金交付を受けたとき、また、区長が特に必要があると認めるときは、助成金交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を求めます。

(3)記入にあたっての注意事項

- ①印鑑は鮮明に押印していただきますよう、お願い致します。不鮮明な場合、再度押印していただくことがあります。
- ②組織の名称は正確に記入してください(町会名・略称は不可)。組織の名称についてはP.26～29をご参照ください。
- ③修正液、二重線、捨印、訂正印による修正は不可です。記載ミスにご注意ください。

(4)使用する様式、記入方法について

記載方法や押印が誤っていた場合、再度、提出していただくこととなりますので、不明な点等ございましたら、事前に必ず担当までお問い合わせください。

3. 申請書類等の提出先

申請書類等は下記あてまでご提出ください。

- (1) お近くの区民活動センター
- (2) 中野区役所 総務部 防災危機管理課(区役所 8 階窓口)

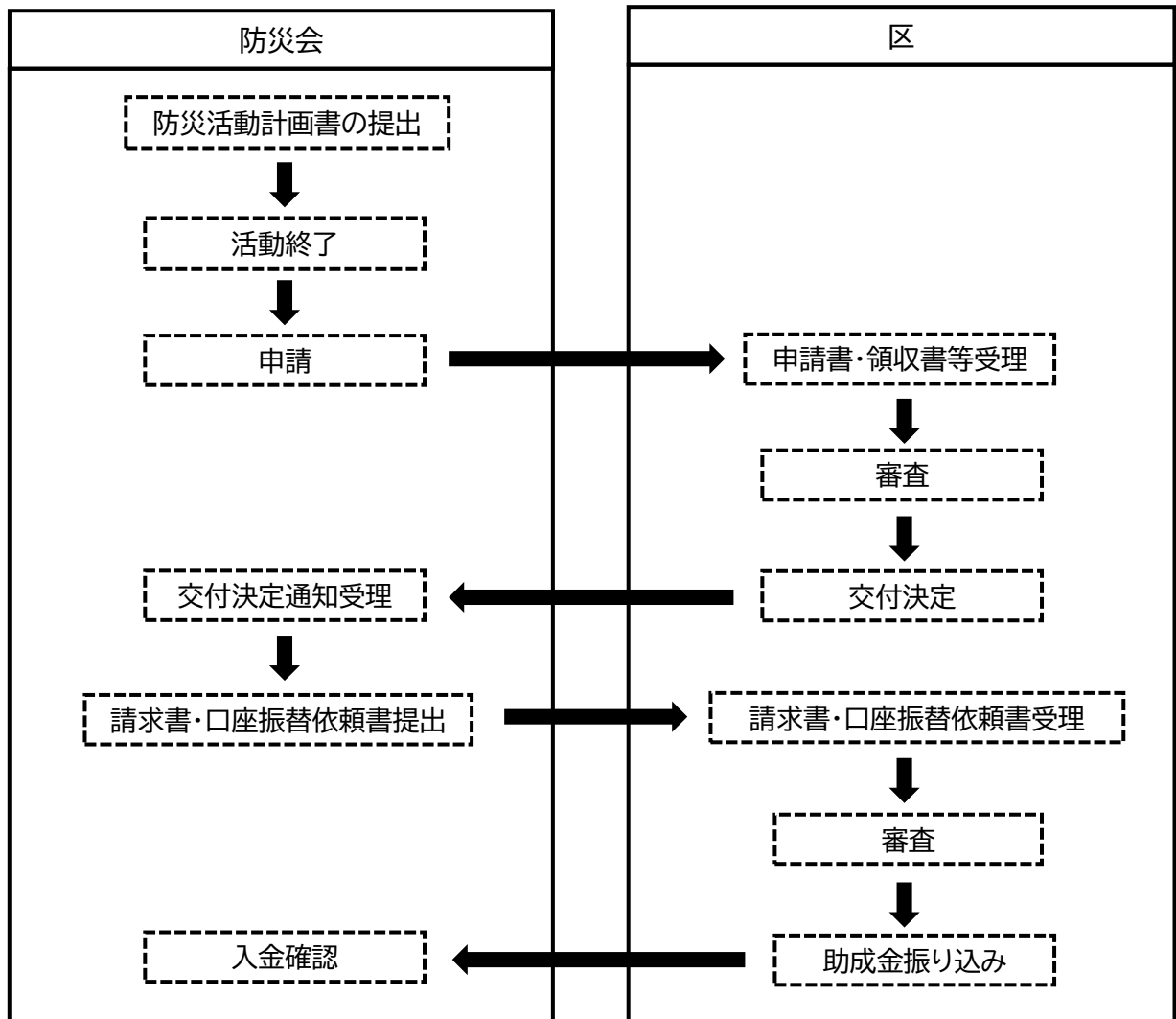
<郵送の場合>

〒164-8501(※住所は記入不要) 中野区 総務部 防災危機管理課 地域防災係あて

☆各書類の記入例は下記ページをご参照ください。

- (1) 地域防災住民組織活動助成金交付申請書 P.11~14
- (2) 領収書 P.15~16
- (3) 写真の提出について P.17~18
- (4) 地域防災住民組織活動助成金交付請求書 P.19~20
- (5) 支払金口座振替依頼書 P.21

4. 助成金受取りまでの基本的な流れ



ステップ①: 令和8年度防災活動計画書の提出(防災会)

令和8年度防災活動計画の策定。年間の活動(事業)計画を立て、「令和8年度防災活動計画書」をご提出ください。



ステップ②: 防災活動(事業)の実施(防災会)



ステップ③: 防災活動助成金申請書類等の提出(防災会)

防災活動(事業)実施後、速やかに申請書類等を提出してください。
提出書類は以下の通りです。

- ①地域防災住民組織活動助成金交付申請書 第1号様式(第6条関係)
- ②領収書の原本 ③写真(※該当する対象のみ)

※支払証明書を使用できる場合を除き、領収書(原本)がないものについては申請できませんのでご注意ください。

※申請書の記入方法についてはP.11~14を、領収書の例についてはP.15~16を参照し、よくご確認のうえ、提出してください。



ステップ④: 審査・防災活動助成金の交付決定(中野区)

区は、申請内容が適正であるか審査し、交付の可否を決定します。内容が適正であると認められた場合は、地域防災住民組織活動助成金交付決定通知書を防災会の代表者あてに通知します。



ステップ⑤: 防災活動助成金交付請求書類等の提出(防災会)

(決定通知が届きましたら速やかに請求書類等を提出してください。)

提出書類は以下の通りです。

- ①地域防災住民組織活動助成金交付請求書 第3号様式(第8条関係)
- ②支払金口座振替依頼書

※請求書、支払金口座振替依頼書は、請求者と助成金の受取人(振込口座名義人)が異なる等の場合、使用する様式や記入方法が異なります。使用する様式、記入方法についてはP.19~21を参照し、よくご確認のうえ、提出してください。



ステップ⑥: 審査・助成金の振込(中野区)

請求に基づき区から防災会の指定口座へ助成金を振込みます。

※請求があつてから通常3～4週間程度でお振込みします。なお、書類、口座等に不備があつた場合は、さらに時間がかかることがあります。

※年度末(1・2月)には申請が集中しますので、通常より時間がかかる場合があります。
あらかじめ、余裕をもつての申請をお願いします。

☆最終活動終了時には、必ず「活動報告書」をご提出ください。

☆活動経費で未申請分がある場合には忘れずにご申請ください。

5. 申請期限

令和8年度の活動助成金申請は、

令和9年2月19日(金)まで にご提出ください。

※期限日以降に防災活動(事業)を実施し、助成金の申請を希望する場合は、必ず事前に担当までご相談ください。その他の理由による申請期限を超えてのご提出には対応出来かねますので、予めご了承ください。

Ⅲ. 申請書について

第1号様式(第6条関係)

地域防災住民組織活動助成金交付申請書

令和〇年〇月〇日

中野区長 宛て

①代表者の「肩書(会長など)」を記入

良い記入例

防災会の名称 〇〇防災会
 代表者の氏名 会長 中野太郎
 代表者の住所 中野区中野4-11-19
 代表者の連絡先 03-3228-8930

地域住民の防災意識及び能力の向上のため、次の活動を行ったので、中野区地域防災住民組織活動助成要綱に基づき助成金の交付を申請します。

活動の内容 (日付・時間・内容)	助成対象経費の内訳	助成対象経費
令和〇年4月1日 9:00~12:00 防災訓練実施 参加人員 40名	・三角巾購入 @40×40枚=16,000円 ・参加者普及啓発用品の購入 サニタクリーン簡単トイレ(20枚入り) @4400×2セット=8,800円	24,800円
令和〇年5月1日 9:00~12:00 防災訓練実施 参加人員 50名	・後片付け従事者昼食代 (別紙領収書に内訳記載あり) ・水分補給用飲料購入 (別紙領収書に内訳記載あり)	34,250円
参加人員 名	<p>③詳細な内訳を記入。 品目が多い場合、「別紙領収書に内訳記載あり」と記入。</p>	円
助成対象経費の合計		59,050円
助成金限度額		60,000円
既助成金交付額		0円
助成金交付申請額		59,050円
助成金限度額の残額		950円

②日付・時間・内容
参加人数を記入。

④限度額はP26~29を参照

Ⅲ. 申請書について

ポイント

①代表者の氏名欄には必ず「肩書(会長・本部長など)」を記入すること。

②活動内容欄には「日付・時間・内容・参加人数」を記入すること。

③助成対象経費の内訳欄には「詳細な金額の内訳」を記入すること。

対象品目が多い場合は、「別紙領収書に内訳記載あり」と記入することも可能。

④限度額は防災会によって異なります。P26～29をご確認ください。

⑤押印は不要です。

Ⅲ. 申請書について

第1号様式(第6条関係)

地域防災住民組織活動助成金交付申請書

令和〇年〇月〇日

中野区長 宛て

①町会名は不可。代表者の肩書がない。

悪い記入例

防災会の名称 〇〇町会
 代表者の氏名 中野太郎
 代表者の住所 中野区中野4-11-19
 代表者の連絡先 03-3228-8930

地域住民の防災意識及び能力の向上のため、次の活動を行ったので、中野区地域防災住民組織活動助成要綱に基づき助成金の交付を申請します。

活動の内容 (日付・時間・内容)	助成対象経費の内訳	助成対象経費
令和〇年4月1日 防災訓練実施 参加人員 40 名	・三角巾購入 ・参加者普及啓発用品の購入	24,800 円
令和〇年5月1日 9:00~12:00 防災訓練実施 参加人員 名	・後片付け従事者昼食代 ・水分補給用飲料購入	34,250 円
参加人員 名 ②時間の記入なし ③参加人数の記入なし	③内訳の記入なし ④二重線による訂正	円
助成対象経費の合計		59,350 円
助成金限度額		60,000 円
既助成金交付額		0 円
助成金交付申請額		59,050 円
助成金限度額の残額		950 円

Ⅲ. 申請書について

ポイント

①町会名、略称は不可です。正しい防災会名を記入してください。

②活動内容欄には「日付・時間・内容・参加人数」を記入すること。

③助成対象経費の内訳欄には「詳細な金額の内訳」を記入すること。

対象品目が多い場合は、「別紙領収書に内訳記載あり」と記入することも可能。

④修正液、二重線、捨印、訂正印による修正は不可です。

⑤ボールペンで記入すること。(消せるボールペンの使用は不可。)

IV. 領収書について

領収書の例

領収書を受け取る際には、下記のことを購入店舗に依頼してください。

①購入日について

・原則として、活動実施日以前にご購入ください。
 万一、後払いの場合は但し書き欄に「〇月〇日納品分」と記載してもらってください。

②宛名の記載について

・宛名は略称等を使用せず、正確な防災会名を記入してもらってください。防災会名以外(町会名等)は不可です。

③内訳について

・何をどれだけ購入したか、必ず内訳を記載してください。「お品代」のみでは不可です。
 ・別紙あるいはレシートの添付でも結構です。

○領収書の良い例

領 収 証	
令和〇年 〇月〇〇日	
〇〇防災会	様
¥16,800	
但 三角巾@420×40枚として	
上記正に領収いたしました	
内 訳	〒164-0001
税抜金額	中野区中野〇-〇-〇
消費税額等(%)	〇〇文具店
	TEL 03-****-****
	〇〇文具店

領収書	
〇〇防災会 様	
2023年6月20日(火)15:15	
軍手	
@200×40個	¥8,000
小 計	¥8,000
合 計	¥8,000
お預り	¥10,000
お 釣	¥2,000
〇〇商店	

×領収書の悪い例

領 収 証	
令和〇年 〇月〇〇日	
〇〇町会	様
¥20,000	
但 弁当代として	
上記正に領収いたしました	
内 訳	〒164-0001
税抜金額	中野区中野〇-〇-〇
消費税額等(%)	〇〇弁当
	TEL 03-****-****
	〇〇弁当

町会・自治会名の領収書は不可です

内訳の記載がありません

※後払いの場合、「〇月〇日納品分」と記載してください。

納品書
(請求書)

令和〇年〇月〇〇日

〇〇防災会
会長 中野太郎 様

〇〇食品株式会社

品名	規格	数量	単位	金額	備考
米	10 kg	1	袋	5,000	
消費税				250	
合計				5,250	

綴じる

郵便振替払込金受領証

1	2	3	4	5	6	5	4	3	2	1	0
〇〇食品株式会社											
千 百 十 万 千 百 十 円											
5 2 5 0											
△△銀行××支店											
164-0001											
東京都中野区中野4-8-1〇〇防災会											
会長 中野 太郎様方											
											2021.12.10

郵便振替等の場合は、払込金受領証を納品書もしくは請求書に綴じてご提出ください。

領 収 証

令和〇年 〇月〇〇日

〇〇防災会 様

¥20,000

但 別紙内訳のとおり
上記正に領収いたしました

内 訳	〒164-0001
税抜金額	中野区中野〇-〇-〇
消費税額等(%)	スーパー〇〇
	TEL 03-****-****

購入品目が多く、別紙(レシートなど)を内訳にする場合は、領収書に綴じてご提出ください。

綴じる

お買上票

2023年7月8日(土)9:50

肉	¥5,000
人参	¥2,000
じゃが芋	¥2,000
玉ねぎ	¥3,000
カレー @300×10	¥3,000
紙皿	¥3,000
スプーン	¥2,000
小計	¥20,000
合計	¥20,000
お預り	¥20,000
お釣り	¥0

スーパー〇〇

※店舗が防災会あてに作成した領収書をもらってください。

(防災会の活動従事者が、防災会あてに作成した領収書・受取書等は認められないのでご注意ください。)

V. 写真の提出について

助成対象として購入した物の中には、領収書と併せて別途写真の提出が必要となるものがあります。

対 象 → 助成対象経費が物品であり、かつ複数回の使用に耐えるもの。

対象外 → 助成対象経費が物品以外の物。

物品であっても短期間で消耗することが予定されているもの。

※ ただし、対象であっても区職員が事前に目視で確認を行っているものについては提出を不要とする。

<具体例>

写真が必要なもの	写真が不要なもの
<ul style="list-style-type: none">・被服 (ヘルメット、防災服、ユニフォームなど)・訓練等で使用する資機材 (台車、トラメガ、バケツなど)・防災資材倉庫内の物品の入替補充 (棚、燃料、救出救助用工具など)・その他区が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none">・従事者の食事、弁当・会議等の際の菓子・飲料水・炊き出し用材料・訓練用消耗品 (軍手、テープ類、三角巾など)・物品以外の経費 (報償費、講師謝礼、講習会参加費など)

<写真撮影時の注意事項>

①撮影機材はデジタルカメラ、フィルムカメラ、携帯電話、スマートフォン、その他類似の電子機器に限ります。

②カラーで撮影してください。

③画素数の指定はありません。

ただし、画質が荒く、不鮮明な場合には再提出をお願いする場合があります。

④焦点は撮影対象に合わせ、ブレや反射、影が入らないよう配慮ください。

⑤対象が箱に入っている場合、箱から出して対象の全体がわかるよう撮影ください。

⑥対象が複数個ある場合は、同種類であっても可能な限り購入数がわかるよう撮影ください。(例:防災服を5着購入した場合、5着全て映るよう撮影する)

V. 写真の提出について

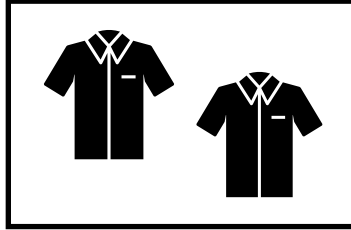
<撮影方法>

○ 良い例

全体が映っている

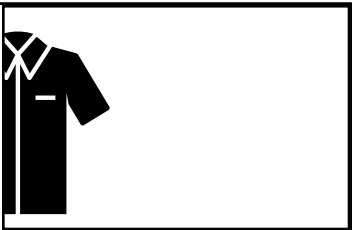


購入数分写っている



× 悪い例

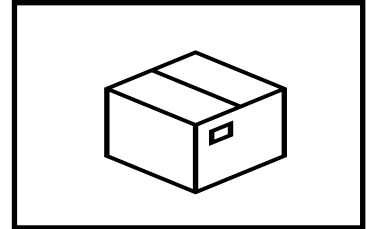
対象が見切れている



焦点が合っていない



箱に入ったまま撮影



※その他、撮影対象の全体が視認できないものについては、再提出を求める場合があります。

<提出方法>



申請書内記載の

- ①活動日
- ②活動内容
- ③撮影対象、個数 を記入

- ④写真を貼付(カラー)
- ※印刷したものでも可

助成金申請書・領収書と併せてご提出ください。

- ・用紙の大きさは A3 を限度とします。なお種類の指定はありません。
- ・1枚の用紙に複数の写真を貼付できます。ただし、写真同士が重ならないよう配慮ください。また、撮影対象ごとに記載をお願いいたします。
- ・印刷したものを提出する場合、必ずカラーで印刷したものをご提出ください。

VI. 請求書・支払金口座振替依頼書について

● ケース1 請求者と振込口座名義人が同一の場合

この請求書は、「請求者と振込口座名義人(肩書)が同一の場合」に使用します。

例えば・・・ 口座名義 が「〇〇防災会 会長 中野太郎」の場合など

記入例

① 助成金交付決定日以降の日付を記入

地域防災住民組織活動助成金交付請求書

年 月 日

中野区長 宛て

令和〇年度 地域防災住民組織活動助成金の交付を請求します。

請求額 80,000 円

② 請求金額を記入 (訂正不可)

防災会名 〇〇防災会

代表者住所 中野区中野 4-11-19

氏名 会長 中野太郎

④ 押印不要

③ 氏名の前に肩書 (会長、会計等)を記入

VI. 請求書・支払金口座振替依頼書について

● ケース2 請求者と振込口座名義人が異なる場合 または 請求者と振込口座名義人の肩書異なる場合

この請求書は、「請求者と振込口座名義人の肩書が異なる場合」または
「請求者と振込口座名義人が異なる場合」に使用します。

例えば・・・ 口座名義 が「〇〇町会 会長 中野太郎」
口座名義 が「〇〇町会 会計 野方太郎」 など

記入例

中野 ← ① 捨印

地域防災住民組織活動助成金交付請求書

② 助成金交付決定日
以降の日付を記入 → 年 月 日

中野区長 宛て

令和〇年度 地域防災住民組織活動助成金の交付を請求します。

請求額 80,000 円 ← ③ 請求金額を記入
(訂正不可)

〇〇防災会
中野区中野 4-11-19
会長 中野太郎 印 ← ⑤ 押印

④ 氏名の前に肩書
(会長、会計等)を記入

防災会名
代表者住所
氏名

なお、受領については、次の者に委任します。

(受任者)組織名
住所
氏名

〇〇町会
中野区中野 4-11-19
会長 中野太郎 ← ⑥ 押印不要

VI. 請求書・支払金口座振替依頼書について

記入例

③該当のものを○で囲む

① 銀行名 ②支店名 を記入

振込先金融機関

銀行名 銀行 信用金庫 信用組合 農協

支店名 支店

④口座番号を記入

振込口座

預金種別 普通 当座

口座番号 0 1 2 3 4 5 6

フリガナ ○○ホウバウカイイサカノカク

氏名 ○○防災会 会長 中野 太郎

⑤口座名義を記入

中野区から私に支給される「令和○年度地域防災住民組織活動助成金」は、今後、上記口座に振り込みをお願いします。

令和○年 月 日

⑥日付を記入

中野区長 殿

住所 中野区中野4-11-19

氏名 ○○防災会 会長 中野 太郎

請求者の⑦住所 ⑧氏名 を記入

ご注意

1 預金種別は該当のものを○で囲んでください。
 2 口座番号・氏名は、ご本人の口座番号・氏名を記載してください。
 3 本書の記載事項に変更が生じた場合には、支払金口座振替変更届により届け出てください。

記入上の注意点

・①②③ 銀行名・支店名・該当のものをまるで囲む

(例) 「みずほ」銀行 「中野」支店 ・ 普通 当座

↑ ↑ ↑ ↑

記入 囲む 記入 囲む

・⑦⑧ ※請求者の氏名・住所は、請求書に記載した代表者名または受任者名と同一です。

VII. 助成金の使途具体例

【使途具体例の一覧】 ご不明の点は事前にお問い合わせください。

地域活動推進課で行っている「中野区町会・自治会公益活動推進助成金」とは、対象となる経費が異なりますのでご注意ください。

22

事業の種類	事業内容(例)
1. 防災訓練に要する経費	・避難・避難誘導訓練
	・初期消火訓練
	・応急救護訓練
	・救出・救助訓練
	・避難所開設運営訓練
	・起震車震度体験
	・炊き出し訓練
	・図上訓練
	・避難行動要支援者の安否確認訓練
2. 講演会・座談会等の開催に要する経費	・防災座談会
	・防災講演会
	・防災映画会
	・防災会議
3. 機関紙・チラシ等の作成に要する経費	・防災会だより発行
	・災害予防チラシの発行
	・防災マニュアル原稿作成等
4. 地域内の避難路等の安全点検に要する経費	・防災会による防災マップの作成
	・防災資材倉庫内の資機材点検等
	・街頭消火器一斉点検等
	・歳末夜警
5. その他地域防災の普及啓発活動に要する経費	・防災館等見学会、防災体験
	・防災リーダー育成の為の講習会参加等

対象となる経費(例)	対象とならない経費(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練用消耗品費 ・防災訓練等実施に伴う水分補給用の飲料代(P8 参照) ・三角巾、バケツ、鋸、材木等訓練使用用品の購入費 ・訓練の準備又は後片付け従事に伴う飲食代(P8 参照) ・炊き出し材料(米、梅干、野菜等)、燃料等の購入費 ・訓練用被服(ヘルメット、防災服等)の購入費 ・チラシ・ポスター作成費 ・会議等の際の茶菓子代(500円程度) ・会場使用料、外部講師謝礼 ・物資配給訓練で使用する食料品(軽食程度) ・映画フィルム賃借料 ・文房具代、印刷費、用紙代 ・普及啓発用品の購入費 ・外部報償費(筆耕料) ・報告書作成費(マップ等) ・その他記録用写真代 ・歳末夜警従事に伴う食事代 ・講習会参加費 ・領収書もしくは支払い証明書のある旅費 ・防災資材倉庫内の物品の入替補充 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類購入費(含まれたレシートも不可) ・会議費(訓練打合せ等)のうち、食事代(但し、500円程度の茶菓子代は除く) ・訓練実施に伴う食事代(但し、炊き出し、物資配給訓練に伴うものを除く) ・倉庫等への備蓄を目的とした物の購入 ・飲食代の助成規定(時間帯・限度額)の範囲外のもの。(P8 参照) ・会の総会、役員会の運営費 ・講師謝礼等を防災会構成員に支払う場合、現金以外での支払い(品物、金券など) ・訓練等で参加者に配布する、防災に関する普及啓発用品以外の参加賞や賞品・景品 ・懇親会費、打ち上げ費
	対象とならない申請方法(例)
	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書のみによる申請 ・内訳の記載されていない領収書 ・町会名での申請 ・個人名のみで発行された領収書

VIII. 提出前のチェックリスト

※申請不備にならないよう以下のチェックリストをご活用下さい。

【申請書】

- 正式な防災会名になっているか(町会名・略称不可)
- 「会長」などの肩書は記載してあるか
- 申請金額に間違いはないか(訂正不可)
- その他限度額等間違いはないか(限度額に関しては25ページ以降に記載)
- 参加人員と購入した物の数量に大きな差がないか
(悪い例:参加人数20人 参加者お茶代 120円×50本)
- 内訳が記載されているか

【領収書】

- 正式な防災会名あてになっているか(町会名は不可)
- 内訳が記載されているか(いくら^①の物をいくつ買ったか。レシートのみは不可。)
- 活動の日付か活動の日付より前の日になっているか(後払い除く)
- 但し書きは記入されているか
- 領収書が全てそろっているか

【写真の提出】(※該当する対象のみ)

- 写真の提出が必要な対象物品があるか
- 対象の全体が鮮明にわかるよう撮影されているか
- 写真と一緒に活動の日付・内容・対象物品の名称を記入しているか

【請求書】

- 正式な防災会名になっているか
- 「会長」などの肩書は記載してあるか
- 金額に間違いはないか

【支払金口座振替依頼書】

- 依頼人氏名の肩書が正式な防災会名になっているか
- 請求書の「請求者(受任者)」と支払金口座振替依頼書の「依頼人氏名」が同じか
- フリガナが肩書きまで全部書かれているか
- 支払金口座振替依頼書の口座名と銀行口座の口座名に間違いはないか

【その他】

- 修正液や修正テープを使っていないか

Ⅸ. 世帯数別限度額・防災会別限度額一覧

令和8年度地域防災住民組織活動助成金限度額

	世帯数	限度額(円)	防災会数
1	0 ~ 199	11,000	11
2	200 ~ 399	16,500	6
3	400 ~ 599	22,000	0
4	600 ~ 799	27,500	2
5	800 ~ 999	33,000	1
6	1000 ~ 1399	44,000	14
7	1400 ~ 1799	55,000	19
8	1800 ~ 2199	66,000	20
9	2200 ~ 2599	77,000	13
10	2600 ~ 2999	88,000	7
11	3000 ~ 3399	99,000	9
12	3400 ~	110,000	12
	計		114

※対象となる世帯数は、地域防災住民組織内の住民登録世帯数(2026年4月1日現在)としています。

令和8年度防災会別 助成金限度額一覧

	名 称	世帯数	限度額	備考
南中野				
1	神明本三地域防災会	2,884	88,000	
2	弥生町三丁目町会防災会	1,641	55,000	
3	弥生町五丁目地域防災会	2,274	77,000	
4	栄一地域防災会	1,150	44,000	
5	南台前原防災会	1,545	55,000	
6	多田地域防災会	2,535	77,000	
7	新山通町会防災会	1,524	55,000	
8	南台四丁目東町会防災会	1,224	44,000	
9	南台四丁目西町会防災会	1,221	44,000	
10	八島地域防災会	1,560	55,000	
11	南台五丁目地域防災会	1,138	44,000	
12	弥生六南台地区防災会	1,301	44,000	
14	栄町二丁目地域防災会	1,536	55,000	
120	南台ヒルズ防災会	77	11,000	
121	センチュリー中野南台防災会	56	11,000	
弥 生				
16	弥生一東防災会	1,879	66,000	
17	弥生町二丁目町会防災会	3,024	99,000	
18	弥一向台防災会	2,353	77,000	
19	本一相生防災会	1,845	66,000	
20	東郷防災会	1,762	55,000	
21	道玄防災会	2,327	77,000	
22	朝日ヶ丘防災会	1,446	55,000	
東 部				
23	中本一地域防災会	1,267	44,000	
24	本町通二丁目防災会	1,232	44,000	
25	本三西防災会	1,513	55,000	
26	塔ノ山防災会	1,729	55,000	
27	本三宮前防災会	2,453	77,000	
28	宮一防災会	1,063	44,000	
29	宮二防災会	1,187	44,000	
30	東一東防災会	1,986	66,000	
31	氷川防災会	2,585	77,000	
32	上ノ原防災会	1,379	44,000	
33	中野一丁目防災会	3,161	99,000	
34	小淀東防災会	1,000	44,000	
35	小淀西防災会	1,497	55,000	
36	高根防災会	1,210	44,000	

令和8年度防災会別 助成金限度額一覧

	名 称	世帯数	限度額	備考
鍋 横				
38	千代田町防災会	2,862	88,000	
39	宮里防災会	1,980	66,000	
40	西町防災会	1,969	66,000	
41	鍋横防災会	2,502	77,000	
42	新中野防災会	3,060	99,000	前年度世帯数2,976 前年度比+11,000円
43	本六防災会	1,961	66,000	
桃 園				
44	上町町会地域防災会	2,071	66,000	
45	仲町町会防災会	1,405	55,000	前年度世帯数1,358 前年度比+11,000円
46	桃園町会防災会	2,663	88,000	前年度世帯数2,579 前年度比+11,000円
47	宮桃防災会	1,859	66,000	
48	宮三町会防災会	1,055	44,000	
49	南口町会防災会	2,125	66,000	
50	橋場防災会	2,250	77,000	
55	囲町町会防災会	81	11,000	
122	コーシャハイム中野フロント	204	16,500	
昭 和				
56	文園町会防災会	1,480	55,000	
57	天神自治会防災会	1,592	55,000	
58	打越町会防災会	1,842	66,000	
59	昭一防災会	1,426	55,000	
60	昭二防災会	1,648	55,000	
61	昭三自治会防災会	2,357	77,000	
62	桜山町会防災会	1,409	55,000	
63	ブロードウェイ共同防火管理協議会	220	16,500	
東中野				
64	東中野五丁目小滝防災会	3,601	110,000	
65	東四防災会	3,092	99,000	
上高田				
66	上高田東町会防災会	2,042	66,000	
67	上高田二丁目防災会	2,932	88,000	
68	上高田一丁目防災会	2,382	77,000	
69	上高田北地域防災会	2,123	66,000	
70	上高田三丁目地域防災会	2,066	66,000	
71	上高田親交会防災会	27	11,000	
72	都営上高田アパート第一自治会防災会	45	11,000	
73	上高田高層団地防災会	363	16,500	

令和8年度防災会別 助成金限度額一覧

	名 称	世帯数	限度額	備考
新 井				
74	新井東防災会	1,945	66,000	
75	新井西防災会	1,829	66,000	
76	新井南防災会	2,726	88,000	
77	新井北防災会	3,182	99,000	
78	新井中防災会	2,123	66,000	
江古田				
79	松が丘片山町会防災会	3,184	99,000	
80	江古田一丁目地域防災会	2,274	77,000	
81	江原町防災会	5,171	110,000	
82	旭公民館防災会	3,782	110,000	
83	江古田住宅自治会地域防災会	338	16,500	
84	パシフィック中野防災会	82	11,000	
沼 袋				
85	沼袋町会防災本部	4,106	110,000	
86	沼袋親和会防災本部	3,750	110,000	
87	江古田四丁目町会防災本部	4,348	110,000	
野 方				
88	野方北町会防災本部	4,058	110,000	
89	野方南自治会防災部	3,531	110,000	
90	野方一丁目南町会防災本部	2,698	88,000	
91	野方東町会防災本部	1,748	55,000	
92	野方二丁目町会防災会	3,351	99,000	
93	丸山町会防災会	3,025	99,000	前年度世帯数2,999 前年度比+11,000円
大 和				
94	大和東防災会	2,120	66,000	
95	大和町西部自治会特別防災部	4,402	110,000	
96	大和町北協和会防災会	2,401	77,000	
97	大和町中町会特別防災部	2,007	66,000	
98	大和町一和町会防災会	337	16,500	

令和8年度防災会別 助成金限度額一覧

	名 称	世帯数	限度額	備考
鷺 宮				
99	若宮一丁目町会防災会	2,207	77,000	前年度世帯数2,141 前年度比+11,000円
100	鷺南防災会	2,909	88,000	
101	若宮三丁目町会地域内防災会	3,782	110,000	
102	鷺宮都営住宅防災会	657	27,500	
103	白鷺町会防災会	3,339	99,000	
104	鷺宮三丁目町会防災会	5,133	110,000	
105	鷺宮四丁目町会防災会	2,030	66,000	
106	白鷺三丁目防災会	1,482	55,000	
107	都営若宮三丁目アパート自治会防災部	114	11,000	
108	白鷺一丁目第二アパート自治会防災会	51	11,000	
109	都営白鷺一丁目第四アパート自治会防災会	78	11,000	
110	白鷺ハイム防災会	206	16,500	
111	鷺宮六丁目南部防災会	1,003	44,000	前年度世帯数965 前年度比+11,000円
112	鷺宮六丁目町会防災会	989	33,000	
113	都営大和町四丁目アパート防災会	104	11,000	
114	鷺宮西住宅自治会防災会	657	27,500	
上鷺宮				
115	北鷺町会防災会	5,638	110,000	
116	上鷺宮四丁目地域防災会	1,450	55,000	
117	上鷺宮五丁目町会防災会	1,942	66,000	
119	都営上鷺宮二丁目アパート自治会防災会	83	11,000	

令和8年度 地域防災住民組織活動助成制度
助成金申請の手引
～事業概要～

【問い合わせ先】

〒164-8501 中野区中野 4-11-19
中野区総務部 防災危機管理課 地域防災係(8階窓口)

電 話:(3228)8930

F A X:(3228)5647

E-mail: kikikanri@city.tokyo-nakano.lg.jp